# 会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力

## ---相対説と有効説の検討----

## 北 村 雅 史\*

#### 目 次

- I はじめに
- Ⅱ 名義書換未了株主の扱いと会社の承認のない譲渡制限株式の取得者の扱い
  - 1 名義書換未了株主の扱い
  - 2 会社の承認のない譲渡制限株式の取得者の扱い
- Ⅲ 会社法の制定と有効説の評価
  - 1 法務省立案担当者の解説
  - 2 会社法制の現代化に関する要綱試案および要綱
  - 3 会社法の規定の建付け
- IV 有効説の根拠とその検討
  - 1 有効説の根拠
  - 2 有効説の根拠の検討
    - (1) 株主名簿名義書換請求権の法的性質
    - (2) 譲渡等承認請求の趣旨と内容
    - (3) 譲渡人が行う譲渡等承認請求と取得者が行う譲渡等承認請求の 法的性質の違い
- V 有効説の帰結とその検討
- VI おわりに

### I はじめに

株式の譲渡は原則として自由であるが(会社法127条)、株式会社は、株

<sup>\*</sup> きたむら・まさし 京都大学大学院法学研究科教授

式の譲渡による取得について株式会社の承認を要する旨を定款に定めることができる(会社法107条1項1号,108条1項4号)。この譲渡制限株式制度は、わが国に存在する株式会社の多くが閉鎖的な会社であることを考慮し、会社にとって好ましくない者が株主になることを防止しつつ株式を譲渡したいと考える株主に投下資本の回収の途を開く形で法制度が整備されている。株式譲渡自由を絶対的に保障していた昭和25年改正商法の立場を改め、昭和41年改正商法が現在に近い形の定款による株式譲渡制限制度を導入して以来<sup>1)</sup>、会社の承認なくして譲渡制限株式が譲渡された場合の譲渡の効力について、絶対説と相対説が対立してきた。

絶対説は、そのような株式の譲渡は会社に対する関係でも譲渡当事者間でも無効であるとする考え方である。その根拠は、株式が会社との間の法律関係である以上、会社に対する関係で譲渡が無効であれば当事者間でも譲渡が無効となるはずであり、仮に会社に対して譲渡が無効であっても当事者間で譲渡が有効であれば、譲受人が譲渡人(株主名簿上の株主)に株主権の行使に関する指示をすることができ、結果として会社にとって好ましくない者が会社運営に実質的に介入することになる、というところにある<sup>2)</sup>。

相対説は、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係では無効であるが、譲渡当事者間では有効である、とする立場である。譲渡制限株式の制度趣旨からすると会社に対する関係で譲渡を無効にすればよく、譲渡当事者間で無効にする必要はないこと、絶対説がいう第三者による指示の可能性は譲渡制限株式の譲渡以外の場合でもありうるので(株主名簿上の株主の債権者が立場上の地位を利用して株主に指図することなど)、譲渡制限株式について株主以外の者の影響を排除するほどの効果は期待できないこと、などが根拠である³³。

<sup>1)</sup> 旧商法 (明治23年) 以来の株式の自由譲渡性とその制限の沿革について、大森忠夫=矢 沢惇編集代表『注釈会社法 (3)』57頁以下 [大塚市助] 参照。

<sup>2)</sup> 大森 = 矢沢編集代表・前掲(注1)94頁[今井宏], 小野寺千世「定款による株式譲渡制限に関する立法論的考察|筑波法政14号468頁。

<sup>3)</sup> 龍田節「譲渡制限株式の譲渡」法学論叢94巻3 = 4号88頁, 江頭憲治郎『株式会社♪

最判昭和48年6月15日民集27巻6号700頁は、「〔譲渡制限株式の〕立法趣旨は、もっぱら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきことに鑑みると、定款に〔譲渡制限の〕定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。」と判示し、相対説をとることを明らかにした。この立場はその後の最高裁判決にも踏襲され4、判例法理として確立している(以下、この判例法理を「判例法理 I」という)。

また、平成2年の商法改正が、譲渡制限株式を取得した者(同改正前は競売・公売により譲渡制限株式を取得した者に限られていた)に、会社に対して譲渡を承認しない場合の買受人指定請求をすることを認めたことから、これは譲渡当事者間では株式の譲渡が有効であることを前提としていると理解でき、絶対説は法文上もその根拠を失った<sup>5)</sup>。現在、絶対説を支持する学説はほぼ皆無であるといってよい。

一方で、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は、当事者間ばかりでなく会社に対する関係でも有効であるとする見解(有効説)が主張されるようになった。

有効説の主張は、① 会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は譲渡当事者間だけでなく会社に対する関係でも有効であると考えるべきであり、② 譲渡制限株式の制度は株式の譲渡の会社に対する効力を制限するものではなく、株主名簿の名義書換請求に対して会社に拒否権を与える制度であって、③ 譲渡制限株式の取得者からの譲渡等承認請求がない場合でも、会社の危険において当該取得者に株主としての権利を行使させることができ

<sup>↘</sup>法(第8巻)』243頁。

<sup>4)</sup> 最判昭和63年3月15日判例時報1273号124頁。

<sup>5)</sup> 平成2年改正に関する法務省立案担当者の解説も、この改正により「絶対説が成り立ち うる余地は乏しくなった」と述べる(大谷禎男『改正会社法』103頁)。

る,というものである<sup>6)</sup>。

本稿では、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力として、相対説と有効説のいずれが会社法の規制に整合するのかを検討した上で、譲渡制限株式の取得者が行使することができる譲渡等承認請求(会社法137条1項・138条2号)の法的性質について考察する。

# Ⅱ 名義書換未了株主の扱いと会社の承認のない 譲渡制限株式の取得者の扱い

有効説は、譲渡制限株式の制度の内容を株主名簿の名義書換えを拒否できる制度(つまり譲渡制限株式というより名義書換制限株式というべき制度)と理解するので、まず、株主名簿の名義書換未了株主の問題と会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡の問題に関する判例法理および学説の状況を整理しておく。

#### 1 名義書換未了株主の扱い

譲渡制限株式でない株式を発行会社以外の者(A)から取得した者(B)は、株主名簿の名義書換えをしなければ、会社に対して株主であることを対抗することができない(会社法130条)。この場合、会社は、AからBへの株式譲渡の事実を知っていたとしても、株主名簿上の株主であるAに株主としての権利を行使させることができる。これを株主名簿の確定的効力という。

一方,会社の側から,名義書換未了の株式取得者を株主と認めて株主と しての権利(当該権利について基準日が設定されている場合は基準日前の株式取

<sup>6)</sup> 山本為三郎「定款による株式譲渡制限制度の法的構造」『現代企業法の諸相 中村眞・ 金澤理教授還曆記念論文集第一巻』135頁以下。なお、吉本健一「取締役会の承認なき譲 渡制限株式の譲渡の効力と譲渡人の法的地位」『社団と証券の法理 加藤・柿崎両先生古 稀記念』202頁は、有効説に立ちながら、本文の③は否定する。

得者に限る)を行使させることができるかという問題について. 判例<sup>7)</sup>は. 会社の危険において、株式取得者に権利行使をさせることができるものと する(以下、この判例法理を「判例法理Ⅱ | という)。学説でもこの立場が通 説であるといってよい<sup>8)</sup>。法文上、株主名簿の名義書換えは株式取得者の 会社に対する対抗要件であって会社の側から株式取得者を株主と扱うこと を妨げるものではなく、また株主名簿制度は集団的な事務処理の便宜とい う会社の利益のための制度であるから、会社があえてその利益を放棄して 株式取得者を株主として認めることを禁止する理由はない、というのがそ の根拠である。ただし、この立場によって名義書換未了の株式取得者を株 主として扱うことになると、必然的に株主名簿上の株主である譲渡人には 株主としての権利を行使させないこととなる。これにつき、判例に賛成す る学説の多くは、譲渡人である株主名簿上の株主(A)にはすでに株式を 譲渡したとして権利行使をさせず、名義書換未了の株式取得者(B)には 名義書換未了であることを理由に権利行使を認めないとすると、当該株式 には権利行使者がいなくなるが、そのような「権利行使の空白」を会社の 判断で生じさせることは認められないから、会社としては、AとBのいず れかに権利行使をさせなければならないと解している。また、AとBのい ずれに権利行使をさせるかについて、会社の恣意的な取扱いや株主平等原 則に反する取扱いは認められないと考えられている<sup>9)</sup>。

#### 2 会社の承認のない譲渡制限株式の取得者の扱い

譲渡制限株式を発行会社以外の者(株主名簿上の株主であるA)から会社の承認なく取得した者(B)がいるとき、判例は相対説をとっており(判例法理I)、譲渡当事者(AB)間では譲渡は有効である。しかし、会社の承認がない譲渡制限株式の譲渡は会社に対する関係では無効であるため、

<sup>7)</sup> 最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁。

<sup>8)</sup> 酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法 第2巻』261頁「北村雅史」。

<sup>9)</sup> 江頭憲治郎「株式の名義書換」鈴木竹雄 = 大隅健一郎監修『会社法演習 I 』104頁。

会社はAを株主として扱わなければならず、Bを株主として扱ってはならないとするのが判例の一貫した立場である $^{10)}$  (以下、この判例法理を「判例法理Ⅲ」という)。この点で、譲渡制限株式以外の株式の譲渡における名義書換未了の株式取得者の扱いと明らかに異なっている。会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡についてAを株主として扱わなければならないのは、会社に対する関係でAからBへの譲渡は無効であるため会社にとって株主名簿上も実質的にもAが株主であることから形式論理的に導かれる結論であり $^{11)}$ 、また、実質的にみても、仮にAはすでに株式をBに(当事者間では有効に)譲渡したことを理由にAに権利行使をさせないとすると、会社との関係では有効に株式を取得していないBを株主として扱うことはできないから、必然的に権利行使の空白が生じてしまうことになり、妥当性を欠く $^{12)}$ 。そのため、学説の多くは上記判例の結論に賛成する $^{13)}$ 。

### Ⅲ 会社法の制定と有効説の評価

#### 1 法務省立案担当者の解説

有効説は、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は会社に対する関係でも有効であるとするから判例法理 I を否定し、また譲渡承認請求がない状態で会社の危険において譲渡制限株式の取得者を株主として扱うことを許容するから判例法理Ⅲも否定する学説である。そのため、会社法制定前において、有効説は、判例・通説を批判する少数説と位置付けられていた<sup>14</sup>。

<sup>10)</sup> 最判昭和63年3月15日·前掲(注4). 最判平成9年9月9日判例時報1618号138頁。

<sup>11)</sup> 上柳克郎 [判批] 民商法雑誌99巻 4 号554頁。山本為三郎「取締役会の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力と譲渡人・譲受人の地位」判例タイムズ808号39頁は、「相対説を採る以上、昭和63年最判 [判例法理Ⅱ] のように考えるほかないように思われる」とする。

<sup>12)</sup> 弥永真生『リーガルマインド会社法(第15版)』72頁。

<sup>13)</sup> 田中亘『会社法(第3版)』103頁は、本文のAを株主として扱うか否かの裁量権を取締役・取締役会に与えることは濫用の危険が大きいとして、判例の立場を支持する。

<sup>14)</sup> 譲渡制限株式の譲受人からの譲渡等承認請求を認めた(ただし、法文上単純承認請求は 認められなかった)平成2年商法改正も、相対説を前提にしていた(大谷・前掲(注/

ところが、平成17年の会社法制定に際して、法務省立案担当者の解説には、「譲渡制限株式の譲渡については、取締役会の承認がなくともその譲渡の有効性についてはこれを有効とし、譲渡制限に係る規定はもっぱら株主名簿の名義書換との関係での規定として理解されている」との記述があり $^{15}$ 、これについて、「会社法の立案担当者は、平成17年改正前商法の解釈として有効説をとることを前提に、会社法の下においても、譲渡そのものは会社との関係において有効であると解するようである」との評価がされている $^{16}$ 。この評価が正しいのであれば、有効説は、会社法が株主名簿の名義書換手続と譲渡制限株式の譲渡承認手続の関係を整理するにあたり基礎となる考え方である、ということになる。

会社法がそれまでの確立した判例法理を変更する立法をしたのであれば、法制審議会会社法(現代化関係)部会において慎重な議論が行われたはずであるが、この問題について判例法理を変更することを正面から議論した形跡は同部会の議事録を確認する限り認められない。

#### 2 会社法制の現代化に関する要綱試案および要綱

「会社法制の現代化に関する要綱試案」(以下「要綱試案」という)第4部第3の1(4)は、「譲渡につき会社の承認を要する株式・持分の取得者から会社に対して承認を請求する手続は、名義書換請求のために要求される手続と同様のものとし、承認なく株式を取得した者からの名義書換請求については、会社はその取得を承認せず名義書換えを拒むことができるものとする。(下線部分筆者)」とし、譲渡制限株式の取得を承認しないことと名義書換えの拒絶を一体化するような表現をしている。「会社法制の現代化に関する要綱」(以下「要綱」という)第2部第4の1(4)も、「譲渡制

<sup>▲ 5 ) 103</sup>頁、岡光民雄『わかりやすい改正商法』156頁)。

<sup>15)</sup> 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号25頁〔相澤哲・岩崎友彦〕。

<sup>16)</sup> 酒卷=龍田編集代表·前掲(注8)306頁 [齊藤真紀]。

限株式の取得者から株式会社に対してその取得の承認を請求する手続は, 名義書換請求のために要求される手続と同様のものとし,承認なく株式を 取得した者からの名義書換請求については,株式会社はその取得を承認せ ず名義書換を拒むことができるものとする」としており,要綱試案と実質 的に同じことを述べている。

これについて、「会社法制の現代化に関する要綱試案 補足説明」(法務省民事局参事官室平成15年10月)(以下「補足説明」という)は、「現行法〔平成17年改正前商法〕では、譲渡制限の定めがある株式を譲り受けた者からの譲渡承認請求手続と名義書換請求手続とは連動していない。このため、譲渡制限の定めがある株式を譲り受けた者からの請求により会社が当該譲渡を承認したとしても、名義書換請求がされず、名義書換えがされない場合には、会社は譲渡の承認をしたにもかかわらず、旧株主を株主として扱うこととなる。要綱試案では、取得者からの承認請求に係る手続と名義書換請求に係る手続とを融合させ、この点につき手当てをすることとしている。すなわち、譲渡につき会社の承認を要する株式・持分の取得者から会社に対して承認を請求する手続は、名義書換請求手続のために要求される手続と同様のものとし、承認なく株式を取得した者からの名義書換請求については、会社はその取得を承認せず名義書換を拒むことができるものと……している。(下線部分筆者)」、と説明する<sup>17)</sup>。

このような要綱試案および要綱の立場の背景を、法制審議会会社法(現代化関係)部会における議論から読み解くと、次のようになる。譲渡制限株式を譲り渡す側は、会社の承認が得られなければ譲り渡さないという選択肢があるため譲渡承認手続と名義書換手続とをリンクさせる必要はないが、譲渡制限株式を取得した者からの譲渡承認請求は名義書換手続とリンクさせることになる<sup>18)</sup>。一方で、譲渡承認請求がされると会社は承認する

<sup>17)</sup> 補足説明 (https://www.moj.go.jp/content/000071773.pdf) の17-18頁。

<sup>18)</sup> 法制審議会会社法 (現代化関係) 部会第 8 回議事録 PDF 版 (https://www.moj.go.jp/content/001225230.pdf) 24頁。

かどうかを一定の期間 (2週間) 内に検討して判断するものであるのに対し、名義書換手続はそのような判断なくして行うものであるから、順序としては譲渡承認手続を経て名義書換手続に進むことになる。ただし、実務として、株主名簿の名義書換えを離れた譲渡承認手続というものを観念しにくいので、両者の手続を融合させることが合理的である<sup>19)</sup>。

#### 3 会社法の規定の建付け

制定された会社法では、株主名簿の名義書換えの手続(会社法133条2項. 会社法施行規則22条)と譲渡制限株式の取得者からの譲渡等承認請求の手続 (会社法137条2項,会社法施行規則24条)は(両者の性質から生じる若干の違いを 除き) ほぼパラレルになっている。しかし、株式取得者による株主名簿の 名義書換請求に関する会社法133条の規定は、株式取得者が取得した株式 が譲渡制限株式であるときは、譲渡の承認を受けた場合でなければ適用さ れないと規定されている(会社法134条)。つまり、会社法の建付けでは、 譲渡制限株式の取得者はまず譲渡により取得したことの承認を受け、その 上で株主名簿の名義書換請求をすることになる。この意味で、株主名簿の 名義書換手続と譲渡制限株式の譲渡承認手続は一体化しておらず、別の段 階の手続とされている。たとえば、譲渡制限株式の取得者が会社法137条 により譲渡等承認請求をし、会社が譲渡による取得を承認したとしても、 当該取得者が、会社法133条により株主名簿の名義書換請求をしなければ、 補足説明にあるように「会社は譲渡の承認をしたにもかかわらず 旧株主 を株主として扱うこと」ができることになる。つまり、譲渡制限株式の譲 渡承認があることにより、株式取得者は譲渡制限株式以外の株式の名義書 換未了株主と同じ立場に立つことになるので、会社は、株主名簿上の株主 である譲渡人と譲渡承認を受けた株式取得者のいずれかを株主として扱い 株主権を行使させることができる(判例法理Ⅱ)。

<sup>19)</sup> 法制審議会会社法 (現代化関係) 部会第8回議事録 PDF 版36頁。

以上より、会社法は、株主名簿の名義書換手続と譲渡制限株式の譲渡承認手続の関係を明確に整理しているが<sup>20)</sup>、両者の関係の実質は、会社法制定前と異なっていないし、当然のことながら、判例法理 I と II を変更するものではない。会社法制定後の裁判例はいずれも相対説を前提にしており<sup>21)</sup>、明示的に有効説をとるものは見当たらないようである。

## IV 有効説の根拠とその検討

#### 1 有効説の根拠

有効説が、①会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は譲渡当事者間だけでなく会社に対する関係でも有効であると考えるべきであるとする根拠について、この説の論者は次のように述べる。

譲渡制限株式の譲渡等承認請求は、譲渡制限株式の取得者からも行うことができるところ(会社法137条)、譲渡等承認請求権は株主であるから認められる権利つまり株主権の一つであり、この権利を行使できるためには、譲渡制限株式の取得者は、会社に対する関係でも株主(ただし名義書換未了株主)でなければならず、その意味で、会社の承認がない譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係でも有効でなければならない<sup>22)</sup>。相対説のように会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡を会社との関係で無効であるとすると、会社に対する関係で株主ではない者が譲渡等承認請求権を持

<sup>20)</sup> 有効説の論者は、譲渡制限株式の譲渡承認を受けなければ株主名簿の名義書換請求ができないとする会社法134条の規定は、相対説をとれば当然のことで、このように論理的に明白なことを同条がわざわざ注意的に定めたものではない、と主張するが(山下友信編『会社法コンメンタール 第3巻』383頁〔山本爲三郎〕)、名義書換手続と譲渡承認手続の関係を明確にしたのが会社法134条であり、そこに明文規定を置いた意味があるのである。

<sup>21)</sup> 東京地判平成25年5月17日平成24年(ワ)第5206号取締役の地位確認等請求事件,東京 地判平成25年10月9日平成23年(ワ)第12202号株主権確認等請求事件,東京地判平成27 年11月16日平成27年(ワ)第10280号株券引渡等請求事件,東京地判平成29年5月19日平 成27年(ワ)第11722号株主総会決議不存在確認等請求事件。

<sup>22)</sup> 山本爲三郎『会社法の考え方(第12版)』100頁。

つことを説明できない<sup>23)</sup>。

そして、有効説の論者は、株主名簿の名義書換請求権は株主権と解されているところ、株主名簿の名義書換請求権の行使ができる立場にあることは会社に対抗できるはずだから、その意味で名義書換請求前の株式取得者も株主権対抗力を制限されないという<sup>24)</sup>。そして、同じように譲渡等承認請求権を行使する株式取得者も株主権対抗力を制限されないことになる、ということだろう。

#### 2 有効説の根拠の検討

#### (1) 株主名簿名義書換請求権の法的性質

株主権と一括りにされる権利には様々なものがあるが<sup>25)</sup>, その中でも株主名簿名義書換請求権とそれ以外の株主権は性質が大きく異なる。会社法が「株主」が行使することができる権利を定めるとき、その権利を行使する者は会社に対して株主であることを対抗できる者(名義書換えをした者)を指すのが一般であり、その者のことを会社法は「株主」という文言で表現する。一方、株主名簿名義書換請求権は、会社に対する関係で株主であるが、会社に対して株主であることを対抗できない立場にある者が、その対抗力を得るために行使する権利である。そのため、会社法は、株主名簿名義書換請求権を行使する者を「株主」とは呼ばず、「株式取得者」と表現する(会社法133条1項)。株式取得者は会社に対して「株主」としての資格が与えられていないから(株主名簿の資格授与的効力がないから)、その権利を行使するための手続(主に株式取得者であることを証明するための手続)が詳細に定められているのである(会社法133条2項、会社法施行規則22条)。そして、会社法133条の規定に従って株主名簿の名義書換請求がされれば、株式取得者が取得した株式が譲渡制限株式であるかどうかにかかわらず

<sup>23)</sup> 山本·前掲(注6)145頁。

<sup>24)</sup> 山本·前掲(注6)152頁。

<sup>25)</sup> 前田庸『会社法入門(第13版)』88頁参照。

(譲渡制限株式であれば譲渡承認がなければ会社法133条による名義書換請求ができない。会社法134条),会社は名義書換えを拒絶することができない。つまり、株主名簿の名義書換制度は、会社が「株主」の権利を行使できる者を選択することを想定していない制度である。

#### (2) 譲渡等承認請求の趣旨と内容

譲渡制限株式の制度は、会社が「株主」としての権利を行使できる者を選択するための制度である。譲渡制限株式を他人に譲渡する前は、譲渡人である「株主」が、当該他人が譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを会社に対して請求する(会社法136条)<sup>26)</sup>。会社(取締役会設置会社であれば取締役会、そうでなければ株主総会)は、当該他人(会社法138条1号ロにより請求時に氏名・名称が明示される)が会社にとって好ましいかどうかを審査し、好ましいと判断すれば譲渡を承認し、好ましくないと判断すれば承認しない旨を「株主」に通知する(会社法139条2項)。「株主」が会社が承認しない場合に会社または指定買取人による買取りを請求したときは、会社は、それに応じて買い取りまたは指定買取人の指定をする(会社法140条以下)。

「株主」が譲渡制限株式を他人に譲渡した後は、当該他人である株式取得者から、会社に対して、譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求できる(会社法137条1項)。会社(取締役会設置会社であれば取締役会、そうでなければ株主総会)は、株式取得者(会社法138条2号ロにより請求時に氏名・名称が明示される)が会社にとって好ましいかどうかを審査し、好ましいと判断すれば取得を承認し、好ましくないと判断すれば承認しない旨を株式取得者に通知する(会社法139条2項)。株式取得者が会社が承認しない場合に会社または指定買取人による買取りを請求したときは、会社は、それに応じて買い取りまたは指定買取人の指定

<sup>26)</sup> 会社法136条は、「株主は、その有する譲渡制限株式を他人……に譲り渡そうとするときは」と規定するから、譲渡前を想定しているのは明らかである。

をする(会社法140条以下)。

譲渡制限株式の取得者による株主名簿名義書換請求は,譲渡の承認または取得の承認があってはじめて行うことができるから(会社法134条),譲渡等承認請求に対する「承認をするか否かの決定」は,会社が株式取得者を「株主」としての権利を行使できる者とするかどうかを選択する手続である。承認を受けた株式取得者は,株主名簿の名義書換えによって会社に対し「株主」であることを対抗できる立場に立ち,株主名簿の名義書換請求をしていなくても,判例法理Ⅱにより,会社は株式取得者に「株主」としての権利の行使をさせることができるのである。

# (3) 譲渡人が行う譲渡等承認請求と取得者が行う譲渡等承認請求の 法的性質の違い

以上のうち、譲渡制限株式を譲り渡そうとする者が行う譲渡等承認請求は、会社法が定める「株主」の権利である。会社法は株式の自由譲渡性を認めるところ(会社法127条)、譲渡制限株式の株主には、会社に対して、譲渡承認、会社による株式の買取りまたは指定買取人による買取りを求める権利を付与して、投下資本回収の途を保障している。一方、株式取得者が行う譲渡等承認請求は、平成2年改正商法が、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡も当事者間では有効であるという判例法理Iを前提に、株式取得者に認めた権利であり、会社法137条はそれを踏襲した<sup>27)</sup>。平成2年の商法改正の経緯からすると、この権利は、譲渡制限株式の譲渡が譲渡当事者間で有効である以上、株式取得者からの譲渡等承認請求を認めなければ、株式取得者の保護(取得の承認による株主権の行使または投下資本回収)に欠けるために<sup>28)</sup>法がとくに認めた権利ということになる。そのように考

<sup>27)</sup> 平成2年商法改正では、株式取得者が単純承認請求をすることは規定されていなかったが(平成17年改正前商法204条の5)、会社法は、株式取得者が単純承認請求をすることも認めた。

<sup>28)</sup> 譲渡制限株式の譲渡が当事者間で有効であるため、会社の承認がない場合、株式取得者は譲渡人に株式の引き取りを請求することはできない。

えれば、株式取得者は会社との関係では株主ではない(株主名簿名義書換請求をできる立場ではない)と解することに不都合はなく、そのように解することにより、株主名簿の名義書換手続と譲渡制限株式の譲渡承認手続に関する会社法の規定を無理なく説明できることになる。

これに対し、有効説は、譲渡等承認請求は名義書換拒否権を放棄することの請求であると解するため、会社法137条の株式取得者からの譲渡等承認請求は「株主権」(自己への株主名簿名義書換拒否権を放棄することの請求権)であると理解する一方、会社法136条の譲渡人からの譲渡等承認請求は、株主権から派生する権利ではなく(譲渡人の名義書換請求ではないことが理由である)、法が譲渡制限株式を譲り渡そうとする者に与える権利である、と理解する<sup>29)</sup>。

会社法が「株主」の権利として定める譲渡人の譲渡等承認請求権を株主権でなく法が定める権利とするより、株式取得者による譲渡等承認請求権を「株主権」ではなく法が定める権利であるとする方が、違和感がないと筆者には思える。とくに、譲渡人(株主)からする譲渡を承認するかどうかだけの請求(単純承認請求)については、株主は譲渡承認がなければ譲渡を思いとどまるだけであるから、この請求権は名義書換請求権とは関係がない株主の権利である。

## V 有効説の帰結とその検討

有効説は、譲渡制限株式の取得者からの譲渡等承認請求が「株主権」であることを議論の出発点とするから、その権利が「株主権」でないとする本稿の立場からすると、「譲渡制限株式」を「名義書換制限株式」と、「譲

<sup>29)</sup> 山本・前掲(注6)158頁は、譲渡人からの譲渡等承認請求は、譲渡を条件としてなす、譲受人に関する会社の名義書換拒否権を放棄することの請求であると解し、これは譲受人が有することになる名義書換請求権に関するものだから、譲渡人の有する株主権から派生するものとはいえない、とする。

渡等承認請求」を「名義書換拒否権放棄請求」と読み替えるような解釈をする必要はないことになる。したがって、Iで述べた有効説の主張①~③のうち、①と②は本稿の立場からとは相容れないことになる。

もっとも、②の主張について、株主名簿の名義書換えがなければ譲受人は株式の取得を会社に対抗できず(会社法130条)、譲渡制限株式の取得の承認がなければ取得者は名義書換請求ができないのであるから(会社法134条)、譲渡制限株式を「会社に名義書換拒否権を付与する株式」と理解するのは、状況の説明の仕方としては必ずしも不当ではないともいえる<sup>30)</sup>。しかし、上述のように、会社法は名義書換請求と譲渡等承認請求を明確に区別し、譲渡の承認を受けても名義書換請求をしない者は、名義書換未了株主と同じ立場に立つ。このことから、譲渡等承認手続は、あくまでも譲渡を承認するかどうか、いいかえれば株式取得者に株主権を行使できる地位を認めてよいか、を会社が選択する手続であって、「譲渡制限株式は会社に名義書換拒否権を付与する株式である」という構成を会社法はしていない<sup>31)</sup>。

③の主張は、譲渡等承認請求をしていない取得者の扱いを、譲渡制限株式以外の株式にかかる株主名簿名義書換未了株主の扱い(判例法理II)とパラレルに解そうとするものである<sup>32)</sup>。これは、判例法理IIを否定するものであって、相対説の論者は一般にこの考え方を採用しないものと思われる<sup>33)</sup>。もっとも、相対説によっても有効説の主張③と同じ結論を導くこと

<sup>30)</sup> 江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選(初版)』45頁 [北村雅史]。実際には、株式取得者からする譲渡等承認請求と名義書換請求を同時に行う(手続はほぼパラレルである)ことになるだろう。そうでなければ、株券不発行会社の場合、株式取得者は、会社ばかりでなく第三者にも対抗要件(会社法130条1項)を具備できない(江頭・前掲(注3)243頁)。

<sup>31)</sup> 龍田・前掲(注3)98頁は、株式の譲渡制限は名義書換えの段階で抑えれば目的を達することができるのであり、立法論として、会社の承認のない譲渡制限株式の取得者は株主名簿の名義書換えを請求できない、と定めることで足りる、とする。

<sup>32)</sup> 山本・前掲(注11) 42頁。吉本・前掲(注6) 202頁は、有効説に立ちながら本文の③ を否定するため、会社が譲渡人の権利行使を認めない場合には権利行使の空白が生じることを許容する。

<sup>33)</sup> 相対説をとりながら判例法理Ⅲを否定する学説(戸川成弘「取締役会の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力について」富大経済論集40巻1号98頁)も、譲渡人から会社に対♪

は必ずしも不可能ではないかもしれない。会社法は、譲渡等承認請求があることをきっかけとして、譲渡を承認するか否かを判断し、承認しない場合は(請求者が求めれば)会社が買い取るか買受人を指定する手続を行うことを想定している。しかし、会社が、株式取得者による取得を承認したいと考えるのであれば、譲渡等承認請求を待たず、取締役会設置会社では取締役会決議、それ以外の会社では株主総会決議により、(会社法138条2項イロの内容をふまえて)取得の承認を決定することを会社法が絶対的に禁止しているとまではいえないだろう<sup>34)</sup>。そのような承認の決定が認められるのであれば、承認により譲渡が会社との関係でも有効となって株式取得者は名義書換未了株主の立場になるから、会社は、株式取得者を株主として認めて株主権を行使させることができる(判例法理Ⅱ。その者が実際には株式取得者でなかった場合のリスクは会社が負担する)<sup>35)</sup>。

当該株主権が基準日を定めて行使する権利であるとき,有効説と(上記解釈をとった場合の)相対説とで違いが生じうる。基準日前に譲渡制限株式の譲渡が行われたが,会社(取締役会決議・株主総会決議)による譲渡承認が基準日の後に行われた場合,有効説なら取得者に当該権利を行使させることができるが<sup>36)</sup>,相対説なら譲渡承認があったときに譲渡が会社に対する関係で有効となるから,株式取得者は基準日時点で(名義書換未了の)株主ではないことになって,会社は取得者に権利行使をさせることができない。

<sup>▶</sup>して承認のない譲渡制限株式の譲渡の無効を主張することができないとするにとどまり、 承認請求がないのに会社が譲受人を株主として扱うことまでは認めていない。

<sup>34)</sup> これを会社法が絶対的に禁止しているのであれば、有効説の③の主張も成り立たない。

<sup>35)</sup> この解釈は有効説の③の主張と同じ結論を相対説から導くことがおよそありえないものではないということを説明するためのものであって、筆者はこの解釈に必ずしも与するものではない。江頭ほか編・前掲(注30)45頁「北村雅史」参照。

<sup>36)</sup> 会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡が会社に対する関係で有効であると解する以上、 このような結論になるはずである。

### VI おわりに

以上の検討から次の結論が導かれる。

会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は、譲渡当事者間では有効であるが、会社に対する関係では無効である。この立場(相対説)は判例法理 I のとるところであり、現行会社法の株主名簿名義書換手続および譲渡等承認請求手続に関する諸規定とも整合する。

譲渡制限株式を譲渡しようとする株主からする譲渡等承認請求(会社法136条)は株主としての権利である。一方、株式取得者からする譲渡等承認請求(会社法137条)は、株主としての権利ではなく、譲渡人との関係で有効に譲渡制限株式を取得した者を保護するために法がとくに定めた権利である。

相対説と有効説は、譲渡制限株式の譲渡承認手続と株主名簿名義書換手 続の関係についての法律構成の違いにとどまらず、譲渡等承認請求がされ ていない譲渡制限株式の譲渡を会社の側から承認することができるかや、 基準日前に譲渡制限株式の譲渡が当事者間で行われ譲渡承認手続が基準日 後に行われた場合の取扱い等に、違いが生じうる。そのため実体法の解釈 としても議論の実益は失われていないと考えられる。